

令和5年第2回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和5年6月9日提出

摂 津 市

目 次

報告第 1 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	・・・	1
報告第 4 号	摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 専決処分報告の件	・・・	18
議案第 5 3 号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	19
議案第 5 4 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	20
議案第 5 5 号	摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件	・・・	33
議案第 5 6 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	64
議案第 5 7 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	・・・	66

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第 40 条 前条第 1 項の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出するとともに、その申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければな</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務)</p> <p>第 40 条 前条第 1 項の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月 10 日までに、その徴収した月割額を施行規則第 5 号の 15 様式<u>若しくは第 5 号の 15 の 2 様式</u>又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p> <p>(法人の市民税の申告納付)</p> <p>第 46 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 31 項、第 34 項及び第 35 項の規定による申告書(第 9 項、第 10 項及び第 12 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 31 項及び第 35 項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第 34 項の申告納付にあつては遅滞なく市長に提出するとともに、その申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 2 項後段の規定により提出があったものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第 22 号の 4 様式<u>又は第 22 号の 4 の 2 様式</u>による納付</p>

らない。

2～4 略

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第 47 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

書により納付しなければならない。

2～4 略

5 法第 321 条の 8 第 34 項に規定する申告書(同条第 33 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 35 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付しなければならない。

6～16 略

(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)

第 47 条 法人の市民税の納税者は、法第 321 条の 12 の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第 22 号の 4 様式又は第 22 号の 4 の 2 様式による納付書により納付し

2 前項の場合においては、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 105 条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 103 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする

なければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項又は第 31 項の納期限(同条第 35 項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第 1 項又は第 2 項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第 4 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3・4 略

(たばこ税の申告納付の手続)

第 105 条 前条の規定によりたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第 103 条第 1 項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の規定の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第 1 項の規定により控除を受けようとする

場合にあつては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 103 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第 108 条第 2 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第 108 条 たばこ税の納税義務者は、法第 481 条、第 483

場合にあつては同項の規定の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第 34 号の 2 様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る税金を施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第 103 条第 3 項に規定する書類及び次条第 1 項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第 16 号の 5 様式による書類を添付しなければならない。

2～4 略

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第 1 項又は第 2 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第 108 条第 2 項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第 108 条 たばこ税の納税義務者は、法第 481 条、第 483

条又は第 484 条の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 10 条 昭和 57 年度から令和 6 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第 20 条第 1

条又は第 484 条の規定に基づく納付の告知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、施行規則第 34 号の 2 の 5 様式又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式による納付書によって納付しなければならない。

2 略

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)

第 10 条 昭和 57 年度から令和 9 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6 条第 4 項に規定する場合において、第 29 条第 1 項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 30 条第 1 項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第 25 条第 1 項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額(前年の第 20 条第 1

項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2・3 略

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第66条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

2 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)を免除する。

2・3 略

(固定資産税等の課税標準の特例に関する読替え)

第12条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第66条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。

2 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第136条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(法附則第15条等の条例で定める割合)

第 12 条の 2 略

2 略

- 3 法附則第 15 条第 15 項本文に規定する条例で定める割合は 5 分の 3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 4 法附則第 15 条第 22 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 23 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 24 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 24 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 10 法附則第 15 条第 26 項第 1 号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 11 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 26 項第 1 号ハに規定する設備に係る

第 12 条の 2 略

2 略

- 3 法附則第 15 条第 14 項本文に規定する条例で定める割合は 5 分の 3 とし、同項ただし書に規定する条例で定める割合は 2 分の 1 とする。
- 4 法附則第 15 条第 21 項に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 5 法附則第 15 条第 22 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 6 法附則第 15 条第 22 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 7 法附則第 15 条第 22 項第 3 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 8 法附則第 15 条第 23 項第 1 号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 9 法附則第 15 条第 23 項第 2 号に規定する条例で定める割合は、2 分の 1 とする。
- 10 法附則第 15 条第 25 項第 1 号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 11 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、3 分の 2 とする。
- 12 法附則第 15 条第 25 項第 1 号ハに規定する設備に係る

- 同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第26項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第26項第2号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第26項第2号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第26項第2号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第26項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 18 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 19 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 21 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第34項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は、

- 同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 13 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 14 法附則第15条第25項第2号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 15 法附則第15条第25項第2号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 16 法附則第15条第25項第2号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{3}{4}$ とする。
- 17 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 18 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 19 法附則第15条第25項第3号ハに規定する設備に係る同号に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 20 法附則第15条第28項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 21 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{2}$ とする。
- 22 法附則第15条第33項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{2}{3}$ とする。
- 23 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、

3分の2とする。

24 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 略

27 法附則第64条に規定する条例で定める割合は、0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～11 略

3分の2とする。

24 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

25 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

26 略

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告)

第13条 略

2～11 略

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつて

12 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 13 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

13 略

は、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 19 項に定める基準を満たすことを証する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) 施行規則附則第 7 条第 17 項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) 略

14 略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 34 条 略

第 34 条の 2 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第 35 条 法第 451 条第 1 項第 1 号(同条第 4 項又は第 5 項において準用する場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日までの間(附則第 36 条第 3 項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第 88 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 36 条 略

2 略

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 89 条の 4 第 2 号及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、こ

(特別土地保有税の課税の特例)

第 34 条 略

第 35 条 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第 36 条 略

2 略

これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第36条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第8項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車^{が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には}令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第36条の2 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車^{が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第91条の規定の適用については、}当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

2 法附則第30条第2項各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第91条の規定の適用については、当該軽自動車^{が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、}当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略

3 法附則第 30 条第 3 項各号に掲げる法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のものに対する第 91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 91 条の表第 2 号イ	3,900 円	2,000 円
第 91 条の表第 2 号ウ	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

4 法附則第 30 条第 4 項各号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第 91 条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 3 年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に

掲げる字句とする。

第 91 条の表第 2 号イ	3,900 円	3,000 円
第 91 条の表第 2 号ウ	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

5 法附則第 30 条第 2 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第 30 条第 2 項各号に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用の乗用のものを除く。）に対する第 91 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該

軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第3項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける三輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条の表第2号イ中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ウ中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける三輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第91条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条の表第2号イ中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、

場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 37 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 8 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当すると

同号ウ中「6,900 円」とあるのは「5,200 円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 37 条 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第 40 条 昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第 31 条第 1 項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 1 項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当すると

きにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 5 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

きにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 8 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例)</u></p> <p>3 <u>別表 2 の項の衛生・一般廃棄物作業従事手当の支給の対象となる職員のうち、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)の患者又はその疑いのある者の救護に従事したものに対して支給する衛生・一般廃棄物作業従事手当の額は、第 3 条第 2 項及び同表の規定にかかわらず、当該救護に従事した日 1 日につき 3,000 円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して救護に従事した者にあつては、4,000 円)とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1・2 略</p>

摂津市印鑑条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。)を使用して<u>暗証番号を入力することにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、自ら多機能端末機（本市の電子情報処理組織と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）に個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）<u>又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号)第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第 4 項の電磁的記録媒体が組み込まれた同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。)</u>を使用して<u>規則で定める措置をとることにより</u>、印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p>

摂津市税条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の<u>同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 30 条の 2 略</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第 48 条の 9 の 3 から第 48 条の 9 の 6 までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額のうち<u>法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により当該納税義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第 30 条の 2 略</p>

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則第2条の3の2に定めるところにより、その異動の内容その他施行規則第2条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則第2条の3の2に定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。
- 3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は同条第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則第2条の3の2に定めるところにより、その異動の内容その他施行規則第2条の3の3第2項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理され

その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の4第1項に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって同条第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法)

第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

たときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

- 5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則第2条の3の4第1項に定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって同条第2項に定めるものをいう。次条第4項及び第58条第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税の徴収の方法等)

第33条 個人の市民税は、第38条、第45条の2第1項、第45条の5又は第53条の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。

2 略

(個人の市民税の納税通知書)

第35条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び府民税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

(個人の市民税の納税通知書)

第35条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第45条第1項又は第45条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第38条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものを除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第

(1)・(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第 29 条第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

5 項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)・(2) 略

- 2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第 29 条第 1 項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。
- 3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

とする。

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動によって従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法によって徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法によって徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12

4 略

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法により徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法により徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法により徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法により徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法により徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月

月 31 日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の 5 月 31 日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第 45 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 34 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期にお

31 日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法により徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間において給与の支払を受けないこととなった場合には、その者に対してその年の 5 月 31 日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法により徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)

第 45 条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 34 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到

いて、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 法第 321 条の 6 第 1 項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定により当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 45 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特

来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

- 2 法第 321 条の 6 第 1 項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収)

第 45 条の 2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第 321 条の 7 の 2 第 1 項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢 65 歳以上の者(特

別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第 38 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によって徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 45 条の 5 において同じ。)の 2 分の 1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法によって徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 34

別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第 45 条の 5 において同じ。)の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第 38 条第 1 項の規定により特別徴収の方法により徴収する場合には、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第 45 条の 5 において同じ。)の 2 分の 1 に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法により徴収する。

(1) 略

(2) 特別徴収の方法により徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者

2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 34

条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によって徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 45 条の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項(これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法によって徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後において到来する第 34 条第 1 項の納期がある場合においてはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項(法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又

条第 1 項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法により徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)

第 45 条の 6 法第 321 条の 7 の 7 第 1 項又は第 3 項(これらの規定を法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後において到来する第 34 条第 1 項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。

2 法第 321 条の 7 の 7 第 3 項(法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又

は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第 91 条 略

軽自動車等の区分		税率
(1) 原動機 付自転車	ア～ウ 略	略
	エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出	略

は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第 3 項、第 6 項及び第 7 項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

(種別割の税率)

第 91 条 略

軽自動車等の区分		税率
(1) 原動機 付自転車	ア～ウ 略	略
	エ 三輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2 以上の輪距を有するものにあつては、その輪距のうち最大のもの)が 0.5 メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が 0.5 メートル以下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 1 条第 1	略

	力が 0.25 キロワットを超えるもの	
(2)・(3) 略	略	略
(4) 略		略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 35 条の 2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 37 条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分

	<u>項第 13 号の 6 に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u> で、総排気量が 0.02 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.25 キロワットを超えるもの	
(2)・(3) 略	略	略
(4) 略		略

附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第 35 条の 2 略

2・3 略

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 37 条 略

2 略

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分

の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

の 35 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 略

摂津市青少年運動広場条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 青少年運動広場の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第 7 条 青少年運動広場の<u>全部又は一部</u>を使用しようとする者は、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(使用許可の制限)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用を許可しない</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>公安を害し、又は風俗を乱す</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>施設又は設備を損傷する</u>おそれがあると<u>認めると</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 略</p> <p>(1) 青少年運動広場の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第 7 条 青少年運動広場を利用しようとする者は、<u>あらかじめ指定管理者</u>の許可を受けなければならない。<u>許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(利用の制限)</p> <p>第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第 1 項の許可をしない</u>ことができる。</p> <p>(1) <u>公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害する</u>おそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) <u>青少年運動広場の施設又は設備を損傷する</u>おそれが</p>

き。

(3) その他管理上支障があると認めるとき。

(禁止行為)

第9条 青少年運動広場を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 青少年運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失すること。

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

あると認められるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、青少年運動広場の管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 青少年運動広場を利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 青少年運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違

(2) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前条各号に掲げる行為をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、青少年運動広場の管理上必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第 11 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するときは、後納することができる。

反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、青少年運動広場の管理上必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第 11 条 利用者は、指定管理者に青少年運動広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(使用料の減免)

第 12 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の権利譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第 15 条 使用者は、青少年運動広場の使用に当たって特別の設備等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 14 条 利用者は、青少年運動広場の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第 15 条 利用者は、青少年運動広場の利用に当たって特別の設備等をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第 16 条 使用者は、青少年運動広場の使用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 17 条 使用者は、故意又は過失により青少年運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 11 条関係)

区 分	単 位	金 額
略	略	略

備考

- 1 略
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

第 16 条 利用者は、青少年運動広場の利用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 17 条 利用者は、故意又は過失により青少年運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 11 条関係)

利 用 料 金 の 上 限 額

区 分	単 位	金 額
略	略	略

備考

- 1 略
- 2 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規

3 使用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地)が市外である場合の使用料(照明設備の使用料を除く。)は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。ただし、第 12 条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4 営利を目的として使用する場合の当該使用料(照明設備の使用料を除く。)は、この表に定める金額(備考 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 2 を乗じて得た額とする。

定する休日をいう。

3 利用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合(備考 4 に規定する場合を除く。)の利用料金(照明設備の利用料金を除く。)の上限額は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。

4 営利を目的として利用する場合の利用料金(照明設備の利用料金を除く。)の上限額は、当該利用者の住所が市内であるときはこの表に定める金額に 2 を乗じて得た額、市外であるときはこの表に定める金額に 4 を乗じて得た額とする。

摂津市立体育館条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 体育館の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>使用申請及び許可</u>)</p> <p>第6条 体育館の<u>全部又は一部</u>を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請し、<u>許可</u>を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも<u>同様</u>とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に当たり、体育館の管理上必要があると<u>認めた</u>ときは、その<u>使用について条件を付す</u>ことができる。</p> <p>(<u>使用の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、<u>体育館の全部又は一部</u>を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用</u></p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 体育館の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第6条 体育館を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の<u>許可</u>を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に当たり、体育館の管理上必要があると<u>認め</u>るときは、その<u>許可に条件を付す</u>ことができる。</p> <p>(<u>利用の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の許可をしない</u>ことができる。</p>

を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は附属設備を汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他体育館の管理上適当でないとき。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、体育館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、停止し、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用許可に付した条件に違反したとき。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育館の施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利を目的として利用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、体育館の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) 体育館を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(5) その他体育館の管理上必要があると認めたとき。

2 前項の規定により使用者に損害が生ずることがあつても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第 9 条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、国又は地方公共
団体が使用するときは、後納によることができる。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、体育館の管理上必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第 9 条 利用者は、指定管理者に体育館の利用に係る料金
(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管
理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利
用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規
定により定めた利用料金から割引をした額をもって回数
券を発行することができる。

4 市長は、前 2 項の承認をしたときは、その旨を告示しな
ければならない。

5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入
として収受させる。

(使用料の減免)

第 10 条 市長は、公共に供し、又は公益を目的とするもので、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 11 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、体育館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第 13 条 使用者は、体育館の使用に当たって特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、体育館の使用を終了したとき、又は第

(利用料金の減免)

第 10 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 11 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 12 条 利用者は、体育館の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備等の許可)

第 13 条 利用者は、体育館の利用に当たって特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、体育館の利用を終了したとき、又は第

8 条第 1 項の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用の制限、停止若しくは退去を命ぜられたときは、直ちに施設及び附属設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、施設又は附属設備を汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 9 条関係)

1 施設専用使用料

略

備考

1・2 略

3 使用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地)が市外である場合の使用料は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。ただし、第 10 条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に使用する場合の当該使用料は、この表に定める金額(備考 3 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に 1.2 を乗じて得た額とする。

8 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 利用者は、故意又は過失により体育館の施設又は附属設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 9 条関係)

1 施設専用利用料金の上限額

略

備考

1・2 略

3 利用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合(備考 4 に規定する場合を除く。)の利用料金の上限額は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。

4 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日に利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用者の住所が市内であるときはこの表に定める金額に 1.2 を乗じて得た額、市外であるときはこの表に定める金額に 2.4 を乗

2 施設共用使用料

区 分			金 額			
			午前	午後(1)	午後(2)	夜間
略	略	略	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	トレー ニング ルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100
	回数券	50円券 55枚綴 2,500円				
味舌 体育館	第1体 育室及 び第2 体育室	一 般	150	150	150	250
		小学生・ 中学生	50	50	50	50
	トレー ニング ルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100
		回数券	50円券 55枚綴 2,500円			

備考

1・2 略

じて得た額とする。

2 施設共用利用料金の上限額

区 分			金 額			
			午前	午後(1)	午後(2)	夜間
略	略	略	円	円	円	円
略	略	略	略	略	略	略
味生 体育館	トレー ニング ルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100
味舌 体育館	第1体 育室及 び第2 体育室	一 般	150	150	150	250
		小学生・ 中学生	50	50	50	50
	トレー ニング ルーム	一 般	150	250	250	350
		小学生・ 中学生	100	100	100	100

備考

1・2 略

3 この表の規定は、専用での使用以外で個人が同表に掲げる施設を使用する場合について適用する。

3 冷暖房設備使用料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定は、第1項の表に掲げる施設(鳥飼体育館の第2体育室、味生体育館の第2体育室及び味舌体育館の第2体育室を除く。)を専用して使用する場合について適用する。

3 この表の規定は、専用での利用以外で個人が同表に掲げる施設を利用する場合について適用する。

3 冷暖房設備利用料金の上限額

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定は、第1項の表に掲げる施設(鳥飼体育館の第2体育室、味生体育館の第2体育室及び味舌体育館の第2体育室を除く。)を専用して利用する場合について適用する。

摂津市立テニスコート条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) テニスコートの<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>使用の許可等</u>)</p> <p>第7条 テニスコートの<u>全部又は一部を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用許可の制限</u>)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>使用を許可しない</u>ことができる。</p> <p>(1) 略</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) テニスコートの<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第7条 テニスコートを利用しようとする者は、<u>あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(<u>利用の制限</u>)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の許可をしない</u>ことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>テニスコートの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p>

(2) 前号に掲げる場合のほか、テニスコートの管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 テニスコートを使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(使用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用許可に付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(4) 前条各号に掲げる行為をしたとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、テニスコートの管理上

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、テニスコートの管理上支障があると認められるとき。

(禁止行為)

第9条 テニスコートを利用する者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(3) 略

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、テニスコートの管理上

必要と認められるとき。

- 2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(使用料)

第 11 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

(使用料の減免)

第 12 条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

必要があると認められるとき。

- 2 前項の規定により許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(利用料金)

第 11 条 利用者は、指定管理者にテニスコートの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

- 3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

- 4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 12 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 13 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の権利譲渡等の禁止)

第 14 条 使用者は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 15 条 使用者は、テニスコートの使用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用を制限され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 16 条 使用者は、故意又は過失によりテニスコートの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の不還付)

第 13 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 14 条 利用者は、テニスコートの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 15 条 利用者は、テニスコートの利用を終了したとき、又は第 10 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 16 条 利用者は、故意又は過失によりテニスコートの施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 11 条関係)

区 分	使 用 日	使 用 料
テニスコート	平日	1 面 1 時間につき 700 円
	土曜日、日曜日及び休日	1 面 1 時間につき 1,000 円
照 明 設 備	平日、土曜日、日曜日及び休日	1 面 30 分につき 400 円

備考

- 1 使用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地)が市外である場合は、当該使用料の額の 2 倍の額とする。ただし、第 12 条の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

別表(第 11 条関係)

利 用 料 金 の 上 限 額

区 分	単 位		金 額
	1 面 1 時間につき		
テニスコート	1 面 1 時間につき	平日	700 円
		日曜日、土曜日及び休日	1,000 円
照 明 設 備	1 面 30 分につき		400 円

備考

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 利用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地)が市外である場合の利用料金(照明設備の利用料金を除く。)の上限額は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。

摂津市スポーツ広場条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) スポーツ広場の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>使用申請及び許可</u>)</p> <p>第6条 スポーツ広場の<u>全部又は一部</u>を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に<u>申請し、許可</u>を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に当たり、スポーツ広場の管理上必要があると<u>認めた</u>ときは、その<u>使用について条件を付す</u>ことができる。</p> <p>(<u>使用の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、<u>スポーツ広場の全部又は一部</u>を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) スポーツ広場の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>利用の許可</u>)</p> <p>第6条 スポーツ広場を<u>利用しよう</u>とする者は、あらかじめ指定管理者の<u>許可</u>を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、<u>同様</u>とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に当たり、スポーツ広場の管理上必要があると<u>認め</u>るときは、その<u>許可に条件を付す</u>ことができる。</p> <p>(<u>利用の制限</u>)</p> <p>第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条第1項の許可をしない</u>ことができる。</p>

は、使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を汚損し、破損し、若しくは滅失させるおそれがあるとき。
- (3) その他スポーツ広場の管理上支障があるとき。

(使用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、スポーツ広場の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、停止させ、若しくは退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可を受けた目的以外に使用し、又は使用許可に付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) スポーツ広場の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、スポーツ広場の管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

- (1) スポーツ広場を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) その他スポーツ広場の管理上必要があると認めるとき。

2 指定管理者は、前項の規定により使用許可を取り消した場合又は使用を制限し、停止させ、若しくは退去を命じた場合で、使用者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備の許可)

第 9 条 使用者は、スポーツ広場の区域内において特別設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第 10 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、後納することができる。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、スポーツ広場の管理上必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備の許可)

第 9 条 利用者は、スポーツ広場の区域内において特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第 10 条 利用者は、指定管理者にスポーツ広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入

(使用料の減額又は免除)

第 11 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、既納の使用料の全部又は一部を還付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、スポーツ広場の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 使用者は、スポーツ広場の使用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により使用許可を取り消され、若しくは使用を制限され、停止され、若しくは退去を命ぜられたときは、直ちにスポーツ広場の施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

として収受させる。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 12 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、スポーツ広場の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第 14 条 利用者は、スポーツ広場の利用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第 15 条 使用者は、故意又は過失によりスポーツ広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 10 条関係)

使用時間	平日	土曜日、日曜日及び休日
1時間につき	700円	1,000円

備考

- 1 使用者の住所(団体の場合は、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合は、当該使用料の額の 2 倍の額とする。ただし、第 11 条の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 3 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用者の住所が市内である場合は当該使用料の額の 2 倍、市外である場合は 4 倍の額とする。

(損害賠償の義務)

第 15 条 利用者は、故意又は過失によりスポーツ広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 10 条関係)

利用料金の上限額

区分	単位		金額
スポーツ広場	1時間につき	平日	700円
		日曜日、土曜日及び休日	1,000円

備考

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。
- 2 利用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合(備考 3 に規定する場合を除く。)の利用料金の上限額は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。
- 3 営利を目的として利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用者の住所が市内であるときはこの表に定める金額に 2 を乗じて得た額、市外であるときはこの表に定める金額に 4 を乗じて得た額とする。

摂津市山田川運動広場条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 山田川運動広場の<u>使用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>使用</u>の許可)</p> <p>第6条 山田川運動広場を<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>使用</u>の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>(<u>使用許可</u>の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>使用</u>の中止を命ずることがで</p>	<p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 山田川運動広場の<u>利用</u>の許可に関する業務</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(<u>利用</u>の許可)</p> <p>第6条 山田川運動広場を<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>(<u>利用</u>の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>(<u>利用許可</u>の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は<u>利用</u>の中止を命ずることがで</p>

きる。

- (1) 山田川運動広場を使用する者(以下「使用者」という。)が許可を受けた目的以外に使用し、又は許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 使用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 略

2 前項の規定により許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において使用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備の許可)

第 9 条 使用者は、山田川運動広場の使用に当たって特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(使用料の納付)

第 10 条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

きる。

- (1) 山田川運動広場を利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた目的以外に利用し、又は許可に付された条件に違反したとき。
- (2) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 略

2 前項の規定により許可を取り消し、又は利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。

(特別設備の許可)

第 9 条 利用者は、山田川運動広場の利用に当たって特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用料金)

第 10 条 利用者は、指定管理者に山田川運動広場の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

(使用料の減免)

第 11 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第 12 条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 使用者は、山田川運動広場の使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第 11 条 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第 12 条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第 13 条 利用者は、山田川運動広場の利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復義務)

第 14 条 使用者は、山田川運動広場の使用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、その使用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 15 条 使用者は、故意又は過失により山田川運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 10 条関係)

使用時間	使用日	金額
1 時間につき	平日	350 円
	<u>土曜日、日曜日及び休日</u>	500 円

備考

第 14 条 利用者は、山田川運動広場の利用を終了したとき、又は第 8 条第 1 項の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、その利用した施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 15 条 利用者は、故意又は過失により山田川運動広場の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表(第 10 条関係)

利用料金の上限額

区分	単位		金額
<u>山田川運動広場</u>	1時間につき	平日	350 円
		<u>日曜日、土曜日及び休日</u>	500 円

備考

1 「平日」とは、日曜日、土曜日及び休日以外の日をいい、「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

1 使用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合の使用料は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。ただし、第 11 条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日をいう。

3 営利を目的として使用する場合の使用料は、当該使用者の住所が市内である場合はこの表に定める金額に 2 を乗じて得た額、市外である場合はこの表に定める金額に 4 を乗じて得た額とする。

2 利用者の住所(団体にあつては、その事務所の所在地。以下同じ。)が市外である場合(備考 3 に規定する場合を除く。)の利用料金の上限額は、この表に定める金額に 2 を乗じて得た額とする。

3 営利を目的として利用する場合の利用料金の上限額は、当該利用者の住所が市内であるときはこの表に定める金額に 2 を乗じて得た額、市外であるときはこの表に定める金額に 4 を乗じて得た額とする。

摂津市立温水プール条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(利用の制限)</p> <p><u>第 6 条</u> 指定管理者は、<u>温水プールを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</u></p> <p>(1) 公の秩序を乱し、<u>善良な風俗を害するおそれがある</u>と認められるとき。</p> <p>(2) <u>前号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第 7 条</u> 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p><u>第 6 条</u> <u>温水プールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(利用の制限)</p> <p><u>第 7 条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>前条の許可をしないことができる。</u></p> <p>(1) 公の秩序を乱し、<u>又は善良な風俗を害するおそれがある</u>と認められるとき。</p> <p>(2) <u>温水プールの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>前 2 号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>(禁止行為)</p> <p><u>第 8 条</u> 略</p>

(1)～(4) 略

(5) 許可なく物品販売等の営利行為をすること。

(利用の取消し等)

第 8 条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上必要と認められるとき。

2 略

(利用料金の納入)

第 9 条 利用者は、指定管理者に温水プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(1)～(4) 略

(5) 物品販売等の営利行為をすること。

(利用許可の取消し等)

第 9 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

(1) 利用者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、温水プールの管理上必要があると認められるとき。

2 略

(利用料金)

第 10 条 利用者は、指定管理者に温水プールの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、前項の規定により定めた利用料金から割引をした額をもって回数

(利用料金の収入)

第10条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

別表(第9条関係)

区 分		単 位	金 額
略	略	略	略
回数券	大人	1時間券 11枚綴	4,500円
	小人・高齢者	1時間券 11枚綴	2,200円

備考 略

券を発行することができる。

4 市長は、前2項の承認をしたときは、その旨を告示しなければならない。

5 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

別表(第10条関係)

区 分		単 位	金 額
略	略	略	略

備考 略

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第 15 条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針</p> <p>2 略</p> <p>(特定地域型保育の取扱方針)</p> <p>第 44 条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 35 条の規定に基づき保育所における保育の内容について<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。</p>

摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保育の内容)</p> <p>第 26 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(保育の内容)</p> <p>第 26 条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)第 35 条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>

摂津市火災予防条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車等(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車又は同項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。第 12 号において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力 20 キロワット以下のもの及び全出力 200 キロワットを超えるものを除く。))をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに</u></p>	<p>(急速充電設備)</p> <p>第 11 条の 2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。))にコネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。))を用いて充電する設備(全出力 20 キロワット以下のものを除く。))をいい、<u>分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。))により構成されるものをいう。以下同じ。))にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。))の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p>(1) 急速充電設備(全出力 50 キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあつては、建築物から 3 メートル以上の距離を保つこと。ただし、<u>次に掲げるものにあつては、この限りでない。</u></p>

面するとき、この限りでない。

- (2) ^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。
- (3)～(5) 略
- (6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) 略
- (11) 急速充電設備を手動で緊急停止させることができる措置を講ずること。
- (12) 自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずるこ

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

- (2) ^{きょう}筐体は、不燃性の金属材料で造ること。ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。
- (3)～(5) 略
- (6) コネクタと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。
- (7) コネクタが電気自動車等に接続され、電圧が印加されている場合には、当該コネクタが当該電気自動車等から外れないようにする措置を講ずること。
- (8)～(10) 略
- (11) 急速充電設備を手動で緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。
- (12) 急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。
- (13) コネクタについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

と。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 略

(18) 略

2 略

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

(14)・(15) 略

(16) 急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)について次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ 略

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。)を内蔵しないこと。

(18) 略

(19) 略

2 略

(避雷設備)

第 16 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。以下同じ。)に適合するものとしなければならない。

2 略

(喫煙等)

第23条 略

2 略

3 前項の場合において、併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。

4 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置(併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない。)

5 前項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確

第23条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸殻容器を設けた喫煙所の設置及び当該喫煙所における「喫煙所」と表示した標識の設置。ただし、健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においては、この限りでない。

4 第2項又は前項第2号本文に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあっては国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。


5 第3項第2号に掲げる場合において、劇場等の喫煙所は、階ごとに客席及び廊下(通行の用に供しない部分を除く。)以外の場所に設けなければならない。ただし、劇場等の一部の階において全面的に喫煙が禁止されている旨の標識の設置その他の当該階における全面的な喫煙の禁止を確

保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第4から別表第6まで 削除

別表第7(第23条関係)

表示の種類	図記号	色
禁煙である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
火気厳禁である旨の表示		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
喫煙所である旨の表示		記号は黒、地は白

保するために消防長が火災予防上必要と認める措置を講じた場合は、当該階において喫煙所を設けないことができる。

6・7 略

別表第4から別表第7まで 削除